



発行者 熊谷時雄

## はじめに

今阿智村は大きな転機に立っていると思います。第6次総合計画では、「住民一人ひとりが村づくりを担う意識を持ち協働の村を目指します」を第一に掲げております。

そのためには、住民が納得のできる村政運営が欠かせません。

私も議員を経験させていただいたものとして、村政運営について疑問に思うことについては、指摘していくことが大切であると考え発言をしてきました。

本誌第5号でお知らせしました住民監査請求について、今回改めて別記1により監査委員に対して質問をさせていただきました。

また、昼神温泉の鶴巻荘の件については、私が議長の折、村議会において決定した案件であり、一億円という多額な村費をかけて改修して10年間の期限で指定管理にかけ7年が過ぎておりその経営等について適正に運営されているかどうかを知るために事務事業監査をお願いするよう別記2のとおり監査請求したものであります。これにつきましては法律により選挙民の署名が必要であり、今回309条に名の方の賛成署名を持って提出しました。

## 阿智村事務監査請求書

### 請求趣旨

平成22年3月2日に、阿智村長岡庭一雄と株式会社鶴巻 代表取締役小野国明との間に取り交わした「阿智村公営保養センター鶴巻荘の管理及び運営に関する協定書」の履行について、下記事項についてその運用が適正に行われているか事務監査を請求する。

### 記

1、第4条 施設の賃貸借料については、改修経費一億円を含む施設賃貸借料の額を定めたもので、当初の運営見通しに基づき月額55万円（年額660万円）と定めている。事業実績に基づき増額を村は求められるという規定になっている。

営業当初よりの決算書に基づき、運営状況はどうなっているのか明らかにして下さい。

村からの指定管理による運営であることから、従業員の処遇（給与等）役員報酬等は、類似施設と同等であることが望ましいと考えるが、毎決算年度における従業員給与と、個々の役員報酬を明らかにしてください。

村として、決算状況を見る中で、賃貸料の増額要求を行ったか明らかにしてください。

2、第6条 利用料の決定及び変更に当たっての事前協議の経過を明らかにしてください。

3、村は、一億円を投じて、10年間期限を切って指定管理契約により運営の継続を行った。

このため、賃貸借料についても、一億円を10年間でという意見もあったが、満額を要求せず、約3割は免除したのである。しかし、万が一利益が生ずるとすれば、賃貸借料に反映されるべきであると考える。この件について、監査委員会の見解を求める。